

## 個人住民税特別徴収 事由別 届出の種類

	事 例
<b>給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書</b>	○従業員の方（特別徴収税額無しの方も含む）が退職した場合。
	○従業員の方が退職し、次の勤務先でも特別徴収を継続する場合。
	○法人番号の変更が伴う事業所の合併、分割などを行う場合。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先でA欄を記入し、新勤務先に回付してください。ただし、個人番号については前勤務先では記入せず、新勤務先へ回付してください。新勤務先では、C欄を記入の上長岡市へ送付してください。</li> </ul>

<b>個人市民税・個人県民税特別徴収への切替申請書</b>	○就職、復職などで普通徴収から特別徴収へ切り替える場合。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通徴収領収書原本は市へは送付しないでください。</li> <li>・ 前職で特別徴収していた場合は、前職から異動届出書が提出されるまでの間は切替できません。</li> </ul>

<b>特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書</b>	○事業所の住所、名称、各種通知の送付先を変更する場合。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称変更の場合でも、吸収合併などで法人番号が変わる場合は、異動届を提出してください。</li> <li>・ 法人代表者の変更の場合は市への届出の必要はありません。</li> </ul>

送付先  
〒940-8501  
新潟県長岡市大手通1丁目4番地10  
長岡市 財務部市民税課 市民税第一係

※提出方法は郵送もしくは窓口まで直接ご提出ください。

F A Xでの受付はしていません。